
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、令和 7 年下川町議会定例会を再開し、6 月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の 7 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、5 番 大西 功 議員及び 6 番 斉藤好信 議員を指名いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和 7 年下川町議会定例会 6 月定例会議の運営について、去る 6 月 12 日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について、御報告いたします。

当日は、本会議の開催日日程及び審議要領等について審議を行いました。

6 月定例会議の提案事項については、町長提案が 18 件で、内容は、行政報告 5 件、条例改正 1 件、一般議案 3 件、補正予算 5 件、同意 1 件、報告 3 件でありました。

また、議会提案は 4 件で、内容は、委員会報告 1 件、請願 3 件であります。

これらの状況を考慮し、6 月定例会議の審議を要する期間については、本日 6 月 17 日から 18 日の 2 日間とすることとし、本会議についても同様とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。町長提出案件 18 件については、提案日に本会議において審議、報告を行うことにいたしました。

次に、議会提出案件の審議要領等についてであります。連合北海道下川地区連合会、北教組上川支部下川支会の連名による「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への還元など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた請願」、連合北海道下川地区連合会、自治労下川町職員労働組合の連名による「地方財政の充実・強化を求める請願」及び連合北海道下川地区連合会から「2025 年度北海道最低賃金改正等に関する請願」の 3 件につきましては、委員会付託を省略し、本会議において審議を行うことといたしました。また、委員会報告は、本会議において報告を行うことといたしました。

次に、一般質問については、6 月 11 日 午前 10 時の通告期限までに 3 名の議員から通告がありました。このことから、6 月 18 日に 3 名の一般質問を行うことにいたしました。

なお、質問方法等は、下川町議会会議条例及び下川町議会会議条例等運用例に基づいて行うこととなります。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、6月定例会議の審議を要する期間について、本日17日から18日までの2日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、6月定例会議の本会議の審議を要する期間は、本日17日から18日までの2日間とします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

○町長（田村泰司君） 行政報告を行う前に、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、時節柄大変御多用のところ、議会6月定例会議に御出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

本定例会議に提案させていただく議案は、条例案件1件、単行案件3件、予算案件5件、同意案件1件、報告3件の計13件であり、ほかに5件の行政報告を述べさせていただくところでございます。

提案内容につきましては、それぞれ提案時に申し上げたいと存じますので、よろしく御審議、御協賛のほど賜りたく、お願いを申し上げます。

それでは、令和6年度各種会計決算見込みについての行政報告を述べさせていただきます。

令和6年度における各種会計の決算見込みを取りまとめましたので、御報告申し上げます。

お手元の参考資料No.1にその概要を示しておりますが、一般会計につきましては、歳入額57億2,398万4,000円、歳出額55億7,160万5,000円で、差し引き1億5,237万9,000円となりますが、繰越明許費繰越額886万4,000円を控除し、決算積立金として7,620万円を財政調整積立基金に積み立て、残る6,731万5,000円を令和7年度に繰り越すものでございます。

次に、介護保険特別会計につきましては、介護保険事業勘定では、歳入額4億5,771万5,000円、歳出額4億2,726万2,000円で、差し引き3,045万3,000円となり、このうち決算積立金として、介護保険給付費準備基金に1,523万円を積み立て、残る1,522万3,000円を令和7年度に繰り越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額3億3,752万6,000円、歳出額3億2,936万4,000円で、差し引き816万2,000円を令和7年度に繰り越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入額3億9,498万3,000円、歳出額3億

8,644 万円で、差し引き 854 万 3,000 円となり、このうち決算積立金として、国民健康保険基金に 428 万円を積み立て、残る 426 万 3,000 円を令和 7 年度に繰り越すものでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入額 7,142 万 5,000 円、歳出額 7,086 万 6,000 円で、差し引き 55 万 9,000 円を令和 7 年度に繰り越すものでございます。

次に、企業会計の概要について申し上げます。

下水道事業会計につきましては、収益的収支の収入額 2 億 3,030 万円、支出額 2 億 971 万 1,000 円、差し引き 2,058 万 9,000 円の当年度純利益となります。

資本的収支につきましては、収入額 1 億 2,488 万 8,000 円、支出額 1 億 9,813 万 4,000 円で、差し引き 7,324 万 6,000 円については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金及び当年度損益勘定留保資金より補填するものでございます。

簡易水道事業会計につきましては、収益的収支の収入額 2 億 871 万 3,000 円、支出額 2 億 1,441 万 7,000 円、差し引き 570 万 4,000 円の当年度純損失となります。

資本的収支につきましては、収入額 2 億 2,602 万 5,000 円、支出額 2 億 8,105 万 9,000 円で、差し引き 5,503 万 4,000 円については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金及び当年度損益勘定留保資金より補填するものでございます。

病院事業会計につきましては、収益的収支の収入額 5 億 3,831 万 8,000 円、支出額 5 億 5,705 万 1,000 円、差し引き 1,873 万 3,000 円の当年度純損失となります。

資本的収支につきましては、収入額 2,069 万 5,000 円、支出額 2,233 万 8,000 円、差し引き 164 万 3,000 円については、過年度分損益勘定留保資金より補填するものでございます。

以上申し上げました令和 6 年度各種会計決算につきましては、必要な附属資料とともに監査委員の審査を受け、その審査意見を付して、次期定例会議に認定議案として提出を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、令和 6 年度「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」の事業実績につきまして、御報告申し上げます。

「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」につきましては、下川町・^{あしよろちょう}足寄町・^{たきのうえちょう}滝上町・^{びほろちょう}美幌町の 4 町で構成し、森林バイオマスの二酸化炭素吸収機能や排出削減機能をいかし、地域の活性化を図るため、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間、環境省のオフセット・クレジット制度に基づくカーボン・オフセットの取り組みを通じ、森林バイオマスの二酸化炭素吸収及び排出削減クレジットを創出し、森林(もり)づくりパートナーズ協定による実証など、任意の協議会として取り組みを行ってきました。

こうした中、信頼性と信憑性を担保し、更なる事業推進を図るため、平成 23 年 10 月に地方自治法第 252 条の 2 の規定に基づき、法定協議会へ移行し、事務事業を取り進めているところです。

令和 6 年度の企業等協賛金収入につきましては 1,142 万円で、前年度比 785 万円の減額となり、協議会の諸経費などを差し引き、4 町に配分され、下川町は 229 万円の配分を受けております。

平成 21 年度から令和 6 年度までの企業等協賛金は、総額 2 億 2,030 万円となり、協議会の諸経費などを差し引き、総額 1 億 6,617 万円が 4 町に配分され、下川町は 4,872 万円

の配分となっております。

近年、国内の環境先進企業等において、SDGsへの貢献やESG投資、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、カーボン・オフセットの市場ニーズが高まっており、今後におきましても、4町の連携を更に強化し、各町が関係する企業等への販売展開など、協議会活動を通して地域の活性化を図ってまいります。

議員各位、町民の皆さまの御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

次に、「第2期下川町生きる力を育む・支える自殺対策計画」の策定について、御報告申し上げます。

市町村は、自殺対策基本法第13条第2項に基づき、国の自殺総合対策大綱や都道府県自殺対策計画、地域の実情を勘案した上で、市町村自殺対策計画を定めることとされており、本町においても、令和2年11月に「下川町生きる力を育む・支える自殺対策計画」（第1期計画）を策定し、住み心地の良い地域をつくっていくことが自殺対策になっていくという意識を持ち、日常の様々な取り組みを行ってきたところです。

しかしながら、本町の町民が尊い命を自ら絶つ結果がいまだ起きている状況にあり、非常に深刻であると認識しております。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、精神保健上の問題だけではなく、過重労働、生活困窮、育児・介護疲れ、いじめ、孤立など、様々な社会的要因があることが知られています。

これらの状況を踏まえ、令和7年度を始期とする「第2期下川町生きる力を育む・支える自殺対策計画」では、数は少ないながらも、町民が自殺を図られているという事実を町民の皆さまに周知し、引き続き自殺対策への理解促進と、その防止を図るための啓発を重要な課題として位置づけているほか、自殺のリスクが高いと思われる方への支援や若年者への取り組みも併せて行っていく考えであります。

令和4年に閣議決定された自殺総合対策大綱は、おおむね5年を目途に見直しを行うとされていることなどから、本計画の期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間とし、保健、医療、福祉、教育、労働関係など、様々な事業や取り組み、支援を通じ、『誰も自殺に追い込まれることのないまち・下川町』を目指すこととしました。

本計画は、下川町社会福祉審議会の御意見を伺うとともに、パブリックコメントによる町民への意見募集を行い、策定したものでございます。

議員各位、町民の皆さまの御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

次に、「第3期下川町子ども・子育て支援事業計画」の策定について、御報告申し上げます。

本町では、令和7年度を始期とし、令和11年度を終期とする「第3期下川町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、市町村子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として、全市町村で策定が義務づけられております。

本町におきましても、これまで第1期計画及び第2期計画を策定した上で、町内の全ての子供が等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきたところであります。

第3期計画では、引き続き制度改正や子供・子育てをめぐる国・北海道の動きを反映するとともに、子供の貧困をなくし、全ての子供たちが夢と希望を持って成長することができる社会の実現を目指した取り組みを総合的、効果的に推進するための計画としております。

具体的に申し上げますと、「第6期下川町総合計画」並びに「下川町地域福祉計画」を上位計画とし、次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定するとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条における「子どもの貧困対策についての計画」としても位置づけております。

基本理念につきましては、第3期計画では、「第6期下川町総合計画」の将来像「2030年における下川町のありたい姿」の目標の一つに『子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち』を設定していることから、これを基本理念としたところです。

また、令和7年度から令和11年度までの計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」、「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制の確保方策及び実施時期を定めており、下川町次世代育成支援推進協議会や下川町社会福祉審議会の御意見を伺うとともに、パブリックコメントによる町民への意見募集を行い、策定したものでございます。

議員各位、町民の皆さまの御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

次に、誘致企業における事務所移転と今後の事業展開について、御報告申し上げます。

「マトラスターテクノクラシー株式会社」は、前身の「株式会社松澤^{まつざわ}光学^{こうがく}」が、昭和59年1月に誘致企業の第1号として下川工場を操業し、その後、「日本マイザー株式会社」に社名を変更し、平成5年9月からは、「マトラスターテクノクラシー株式会社」が事業を継承して、光学ガラス、時計用ガラス製造などの事業を展開してまいりました。

下川工場は、昭和59年1月に、町が施設を建設し、土地と合わせて有償で貸し付け、昭和63年には従業員が100人を超える規模となりました。その後、アジア製品の台頭による製品価格の下落などにより厳しい経済環境下に置かれ、生産コストの効率化を図りながら市場競争力を高めるため、生産ラインを室蘭^{むろらん}工場に移管しております。

令和6年12月25日に同社の松澤^{まつざわ} 晃^{あきら}社長が来庁され、現在の管理棟と土地については、今後、利用予定が無いことから、町との賃貸借契約を終了したい旨の意向により、令和7年5月31日をもって退去となったところであります。

今後の管理棟と土地の利用につきましては、建物の規模や形状、周辺の状況などを踏まえて、施設の利活用を検討してまいります。

また、今後の事業展開につきましては、同社が町内の民間所有物件を事務所として借入し、本町の特産品販売に関する事業を計画していると伺っております。

町といたしましても、地域の魅力ある様々な特産品を紹介するなど、同社と連携、協力してまいりたいと考えておりますので、議員各位、町民の皆さまの特段の御理解を賜りま

すようお願い申し上げ、行政報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 5 議案第 6 号「下川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 6 号 下川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方公共団体情報システム標準化に伴い、住^{じゅう}登^{とう}外^{がい}者の登録管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が設けられることとなり、本機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務等として条例に規定する必要があることから、条例の一部を改正するものです。

改正内容を申しますと、第 4 条 個人番号の利用範囲に係る別表第 1、別表第 2、並びに第 5 条 特定個人情報の提供に係る別表第 3 において、住登外者宛名番号管理機能の事項を新たに規定するものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 6 議案第 7 号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 7 号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が 700 万円以上となる契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものがあります。

本件、財産の取得につきましては、新たに新築される住宅 1 棟 8 戸及び舗装等の外構を含め、教員住宅として、事業を行った事業者から購入するものであります。

本件は、町内の民間企業の創意工夫、優れた企画力・技術力等の総合力により、公民連携の下、経済的負担の少ない良質な教員住宅の供給が図られるものであります。

取得の経過につきましては、本年 5 月 28 日までに、本事業に参加を表明した 2 社より、技術提案書の提出を受けたことから、基本的事項の適格審査及び 6 月 10 日に開催した選考委員会で定性的事項の適格審査を行ったところです。

この結果、最優秀応募提案者として「株式会社 まるしょうたかはしこうむてん 丸昭高橋工務店」に決定し、本件事業の実施事業者として、6 月 12 日に売買の仮契約を締結したものであります。

今後の予定としましては、本議会の議決を頂いた後、同実施事業者と本契約を締結し、令和 8 年 3 月 15 日までに実施事業者による本事業の竣工を受け、物件の引き渡しを受けることとしております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第7号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第7 議案第8号「議会の議決に付すべき財産の処分について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第8号 議会の議決に付すべき財産の処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、一の橋公園の沢川砂防工事に伴う町有地の処分であり、動産の買入れ若しくは売り払いとなる財産の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回の財産処分は、北海道が事業主体として施工する一の橋公園の沢川砂防工事に伴う町有地等の処分でありまして、土地1万43.17㎡、立木974本を総額152万3,890円で処分するものであります。なお、処分価格につきましては、国の補償単価に基づき積算された金額となっております。

また、本工事の概要につきまして、豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある溪流で、谷出口付近には、保全対象として人家7戸、事業所1か所、国道239号線、町道などを保護するため、砂防えん堤・護岸等を行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第8号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第8 議案第9号「下川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第9号 下川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、提案理由を申し上げます。

下川町過疎地域持続的発展市町村計画につきましては、法律の定めるところにより、令和3年度から令和7年度までの計画として、事業を実施しているところであります。

令和7年度の事業を進めるに当たり、過疎対策事業債の充当予定事業のうち、本計画に掲載のない「認定こども園施設改修整備事業」と「歯科診療所誘致事業」を追加するため、過日、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく知事との協議が整いましたので、同法の規定により、計画の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番 中田豪之助 議員。

○4 番（中田豪之助君） 過疎地域持続的発展市町村計画ですけれど、こういうような変更があるたびに、ホームページで公開…どういうところを変更して、変更前はこうで…変更後はこういうふうになりましたよということを情報公開すると、大変…町民にも分かりやすくいいと思います。

雄武町では、その都度、町のサイトに…変更しましたという情報が載っています。最近だと、今年の1月に変更、その前は令和6年3月に変更、その前は令和5年3月に変更…ずっと時系列といいますか、縷々変更が載っています。是非このようなことを検討されるべきだと思いますが、そのような御予定はないでしょうか。

それともう一つなんですけれども、歯科診療所ですね…歯医者さん…この間の説明で、地域おこし協力隊としても着任されてるということだったんですが、大まかなスケジュールですね…地域おこし隊の任期は1年ずつで3年間あると思うんですけども、3年待たないで1年目でこれぐらいで、2年目は場所が決まって…方針が決まるとか、そのような大まかなスケジュールがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 2点あるので、ホームページの件から…いいですか。

答弁を求めます。

山本敏夫 総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） 過疎の計画につきましては、策定の段階では公表させていただいているところございまして、今御指摘頂きました…改正の内容ですね、丁寧な情報公開ということで検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 歯科診療所のスケジュールについて…高原義輝 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高原義輝君） それでは歯科診療所のスケジュールについてお答えいたします。

現在、歯科診療所の誘致の関係で、地域おこし協力隊の方に来ていただいて、事業計画を詰めている段階でございます。

今年度、予定地等を選定いたしまして、事業計画の精度を高めていきたいというふうに考えております。

実際の開業までには…平均的なところをいいますと…1年から2年ぐらいかかるというお話を聞いてございますので、地域おこし協力隊…最大3年間ございますけれども、その期間内には開業できるように進めていきたいと考えているところです。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 9 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 9 議案第 10 号「令和 7 年度下川町一般会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 10 号 令和 7 年度下川町一般会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度一般会計の第 3 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 2,746 万 1,000 円を追加し、総額を 61 億 655 万 7,000 円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、補助採択によるもの、緊急を要するもの、決算見込みに伴うもの等を計上しております。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、職員人材育成事業、地域インターネット運用事務、総合行政システム運用事務、中間支援組織との協働・連携事業に係る経費を計上しております。

民生費では、定額減税不足額給付金事業、認定こども園運営事業に係る経費を、農林業費では、有害鳥獣捕獲等事業、町有林管理事業、町有林整備事業に係る経費を計上しております。

商工労働費では、五味温泉施設管理事業に係る経費を、土木費では、道路橋梁河川維持

補修事業に係る経費を計上しております。

教育費では、中学校施設改修事業に係る経費のほか、スキージャンプ選手スポーツ功労賞等受賞祝賀会の開催に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源としまして、国庫支出金、財産収入、繰入金、決算見込みに伴う繰越金などを計上しております。

次に、第2条の地方債の変更につきましては、補助金の採択などに伴い、変更するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、議案第10号説明資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

補正の要因につきましては、補助採択によるもの、そして緊急を要するもの、決算に伴うものなどによる補正でございます。

まず、詳細の前に、今回、総務省の過疎地域自立的発展支援交付金の採択ということで、事業名につきましては、過疎地域持続的発展支援事業の採択を受けてございます。

この事業の目的でございますけれども、過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取り組みとして、過疎市町村、都道府県が実施するICT等の技術活用事業、人材育成事業を支援するものでありまして、今回、本町につきましては、人材育成事業ということで6事業を実施するものでございます。

この人材育成事業のポイントといたしましては、人口減少社会、そして変化の加速する社会に対応するため、人的資本経営を取り入れ、官民ともに様々な社会課題解決、そして新たな価値創造を行っていける人材育成の仕組みづくりを実施するものでありまして、各事業の内容につきましては、後ほどそれぞれ説明をさせていただきます。

補助の要件につきましては、市町村につきましては、定額の補助で限度額が2,000万円、補助率が100%でございまして、総事業費が1,679万8,000円となっております。

採択までの経過につきましては、1月29日に応募いたしまして、5月21日に内示、5月23日に交付申請を行いまして、6月6日に交付決定を受けているところでございまして、令和8年3月31日までの事業期間となっております。

それでは資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。歳出の補正内容でございます。

総務費、職員人材育成事業389万9,000円でございます。令和元年度に策定しております「人事施策（人材育成）に関する基本的な考え方」の見直しを今年度予定してございまして、人材育成システムの再構築を目指すため、専門家の招聘、先進事例の調査などに係る経費を追加するものでございまして、交付金の充当でございます。

次に、基金管理事務152万3,000円でございます。議案第8号の土地売却代金の追加に伴う基金の積み立てでございます。

次に、地域インターネット運用事務 289 万 3,000 円でございます、本年度に導入を行うサーバー機器の設定及び保守に係る経費を増額するものでございます。

2 ページでございます。総合行政システム運用事務 279 万 1,000 円でございます。特定個人情報の情報連携を行うための中間サーバー機器の更新経費を追加するものでございまして、国の外郭団体が整備をするサーバーの更新に伴う経費を負担するものでございまして、補助率 10 分の 10 で、国からも交付されるという内容でございます。

次に、中間支援組織との協働・連携事業 116 万 6,000 円でございます。町内事業者における働き手や担い手不足の課題解決を図るため、新たな働き方や経営についての研修などを実施するための経費を追加するものでございまして、こちらも交付金 10 分の 10 の財源でございます。

3 ページでございます。民生費です。定額減税不足額給付金事業 665 万 7,000 円でございます。物価高騰対策として前年度に実施した定額減税補足給付金につきまして、前年度「令和 5 年所得で推計した給付額」と、本年度「令和 6 年所得で算定する本来給付すべき額」との間で、給付額に差が…不足する方へ給付金を支給するものでございます。給付事業費 600 万円、給付事務費が 65 万 7,000 円の内訳となっておりまして、地方創生臨時交付金、補助率 10 分の 10 の財源でございます。

次に、認定こども園運営事業 238 万 6,000 円でございます。多様化する保育ニーズへの対応と、働き方改革に向けた人材を育成するため、保育DXに係る先進事例の調査や導入、今後実施されるこども誰でも通園制度の調査等に係る経費を追加するものでございまして、こちらも総務省の交付金 10 分の 10 の財源でございます。

4 ページでございます。農林業費です。有害鳥獣捕獲等事業 322 万円でございます。有害鳥獣対策の多様化に向けた人材を育成するため、専門家の招聘、先進事例の調査、囲い罠による実証等に係る経費を追加するものでございまして、こちらも総務省の交付金の財源でございます。

次に、森林総合産業推進費一般事務 386 万円でございます。生物多様性と持続的な森林経営のための人材育成や林業のスマート化による人材確保と技術者を育成するため、専門家の招聘や先進事例の調査に係る経費を追加するものでございます。こちらも総務省の交付金 10 分の 10 の財源でございます。

町有林管理事業 93 万 5,000 円でございます、林業のスマート化による人材確保と技術者を育成するため、ラジコン式下刈り機械の実証に係る経費を追加するものでございます。こちらも総務省の交付金でございます。

5 ページでございます。町有林整備事業 110 万円でございます。令和 3 年度から実施している法人との広葉樹の森づくりに係る経費を追加するものでございます。溪和の町有林で草刈り保護ネットなどの整備をするものでございます。

次に、商工労働費でございます。五味温泉施設管理事業 196 万 4,000 円でございます。

こちらにつきましては、平成 15 年に購入しております食堂用券売機の不具合発生により、更新をするものでございます。

土木費です。道路橋梁河川維持補修事業 1,050 万円でございます。こちらは 4 月 16 日の降雨等によって発生をしました、ペンケ循環線法面崩壊の復旧経費を追加するものでございます。法面の修繕、そして土砂上げの作業でございます。

次に、消防費です。上川北部消防事務組合負担金 112 万 3,000 円でございます。こちらにつきましては、3 月末の退職者の補充といたしまして、7 月 1 日付けで新規採用職員を予定しておりまして、それに伴います活動服、防火衣などの被服に係る経費を追加するものでございます。

次に、6 ページでございまして、教育費です。中学校施設改修事業 1,370 万 6,000 円の減額でございます。こちらにつきましては、当初、補助金を想定してございましたけども、不採択に伴いまして、次年度実施することに変更するための減額でございます。体育館の天井の改修工事費の減額でございます。

スポーツ推進事業 41 万 7,000 円でございます。スキージャンプ選手特別スポーツ功労賞などの受賞祝賀会開催に係る経費を支援するものでございます。祝賀会につきましては、7 月 25 日を予定してございます。

次に、歳入の補正でございます。

国庫支出金、過疎地域持続的発展支援交付金 1,679 万 8,000 円でございます。

社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 279 万 1,000 円でございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 665 万 7,000 円でございます。

7 ページでございます。へき地児童生徒援助費等補助金 306 万円の減額でございまして、スクールバス購入に伴う補助金の内示がございまして、当初予定をしておりました金額より内示額が減ったということで減額でございます。

学校施設環境改善交付金 652 万 2,000 円の減額でございまして、中学校の体育館の改修、そして男女トイレ改修工事の補助金不採択に伴う減額をしてございます。

財産収入、土地売却収入 152 万 3,000 円でございます。一の橋公園の沢川砂防工事の土地の売却代金でございます。

繰入金、財政調整積立基金繰入金 3,021 万 3,000 円の減額、こちらは財源調整でございます。

8 ページでございます。繰越金、前年度繰越金 3,731 万 4,000 円でございます。内訳は記載のとおり、行政報告をさせていただいたとおりでございます。

次に、町債でございます。中学校施設改修事業債 390 万円の減額、スクールバス購入事業債 260 万円の増額となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番 小原仁興 議員。

○3 番（小原仁興君） 教育費について質問します。教育費につきましては、不採択により、中学校の改修工事の事業、そしてスポーツ推進事業を計上されております。

事項別明細書を見ますと、目 5 社会体育費、節 10 需用費の中で、修繕料 51 万 2,000 円を計上されております。これはどの内容の修繕費に当たるのか、説明をお願いします。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。
小林大生 教育課長。

○教育課長（小林大生君） それでは、小原議員の質問にお答えさせていただきます。
修繕料 51 万 2,000 円につきましては、B & G プールのろ過自動制御盤の修繕に係るものでございまして、ろ過装置の制御盤…このタッチパネルに不具合が出たことから修繕を行うものとなっております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 3 番 小原議員。

○3 番（小原仁興君） B & G プールのろ過制御盤の修繕ということで理解しました。
現在、スマホ役場の中で…まだ削除されないで残ってると思いますが…B & G 海洋センターの稼働する日程が表示されております…6 月 14 日から 8 月 31 日でありました。
昨年度の稼働日数を見ましたら、6 月 15 日から 9 月 30 日…丸々 1 か月、稼働日数が減っております。これは町民に対して説明をきちんとされているのか。1 か月…大変大きいと思いますので、町民に今まで説明されてきたのか質問します。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。
小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 小原議員の質問にお答えさせていただきます。
その詳細につきましては、まだ町民の方には説明していませんが、今後、スマホ役場の方で、改めてそのへんも周知していきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（我孫子洋昌君） 3 番 小原議員。

○3 番（小原仁興君） これは指定管理者の方にも影響があったと思います。事業者との調整の上で、実質 25% 近く稼働日数が減るものだと思いますけど、これは調整の上でこのような結果になったのか、経緯も含めて説明いただければと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。
小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 小原議員の質問にお答えいたします。
指定管理者の方とも打ち合わせをさせていただきながら、天候の状況なども見ながら、開館期間につきましては決めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（我孫子洋昌君） いいですか…まだ納得されないのであれば許可しますが…いいですか…はい。

ほかに質疑はありませんか。

1 番 桜木 誠 議員。

○1 番（桜木 誠君） 今回の一般会計補正予算、人材育成に関するものが多く見られております。人材育成…これは対象となる職員の資質の向上や、あとは業務の効率化などが図られ、住民サービスの向上も大きく期待できるかなと思っておりまして、大変良い傾向ではないかなというふうに思っておりますが、私からは三つほどですね、先ほどの山本総務企画課長の説明…議案第 10 号説明資料、補正予算概要書で、総務費の職員人材育成事業、事項別明細書では 5 ページになります。

総務費、総務管理費、一般管理費の報償費 100 万円、職員研修講師謝礼となっております。先ほどの説明で、人材育成システムの再構築を目指すため、専門家の招聘…とありましたが、現段階で…当然予算計上した段階である程度考えているかと思いますが…どのような研修をするのか、それを教えていただきたいというところ。

次に、中間支援組織との協働・連携事業という説明がありまして、これも 5 ページの総務費、企画費、企画総務費の委託料 116 万 6,000 円、町内事業者における働き手や担い手不足の課題解決を図るため、新たな働き方や経営についての研修を実施する…多分対象は町内事業者になるかと思いますが、町内事業者…商工会の会員であれば 120 程度かと思うんですよね。それ以外にも多くの事業者が町内にいるわけでありまして、こういう機会にできるだけ多くの事業者が研修を受講されるのがいいかなと思いますので、周知方法…幅広く、より多くの方に受講をしてもらうために、どのような周知方法を考えているかというところ。

それと最後になります…これも先ほど説明があった認定こども園運営事業、こちらは事項別明細書でいいますと 7 ページ、民生費、社会福祉施設費の認定こども園費で、報償費…額は少なく 4 万円、保育指導等謝礼。先ほどの説明の中では、働き方改革に向けた人材を育成するため、あと保育 D X に係る…これは先進事例の調査ですね。この保育指導等謝礼というのは、働き方改革に向けた人材を育成するための指導か何か…ということなんでしょうか。

そのへんの内容…3 点ほどお聞かせいただきたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） お答えさせていただきます。まず、役場の人材育成の関係でございます。講師の謝金につきましては、まずですね…人的支援を取り入れた、役場における人材育成のビジョンの見直しというところもございます、いろいろと今後ですね、特別職…町長はじめ、ビジョンを示していただきたいというところを考えてございまして、いろいろと国内における先進的な事例がございますので、そういった実践をされているところに講師を招聘するなど考えているところでございます。

そして、もう一つですね…調査旅費もございまして、いろいろと職員からの提案型で資質向上、そしていろんな事例を調査する中で、下川町で適用できるようなものも含めて、

人材育成を図っていききたいというふうに考えてございます。

次に、働き方のところでございます。こちらは委託料でございまして、しもかわ財団に委託を考えてございます。こちらにつきましては、町内の事業者中心に、喫緊の課題となっている働き手、担い手不足に係る人材育成、そして仕組みづくりに向けた研修などを予定してございます。特にパート・アルバイトなどの短時間勤務、こういったところのニーズを把握していきながら、上手く事業者と結びつけるマッチングなどができないかというところの調査研究でございます。働き方改革でいきますと、フレックススケジュール制というところもございまして、従業員が好きな時間に休憩を取るというようなところの事例もございまして、また、ローカルベンチャー…地域に根付いた企業をつくり上げるというような先進事例を地域の事業者の皆さま方に一緒に視察に行ってくださいながら実践をしていきなというふうに考えてございます。周知方法につきましては、商工会などとも連携をしながら、有効な手段で検討していきながら周知を図ってまいりたいと考えてございます。

次に7ページの保育DXの人材育成でございますけれども、保育DXの導入に向けて、職員も調査研究をしていきますけれども、今後実施される「こども誰でも通園制度」の検討というところですね、そういった先進的なところから講師を招いて、研修をさせていただくというようなことを想定してございます。

○議長（我孫子洋昌君） 1番 桜木議員。

○1番（桜木 誠君） ただいまいろいろ説明を頂きまして、まず、職員人材育成事業ですね、これは先進事例の調査、職員提案型ということで、これはとても良いかなというふうに感じております。是非、自主的、積極的な研修をどんどん進めていっていただきたいと思えます。

また、中間支援組織との協働・連携事業、これもパート労働者については、雇用者側となかなか…いろんな労働条件に関して交渉する権利がないというか…、そういう状態にもありますので、是非対象者を広げて、商工会と連携して、いろいろ効果的なものとして進めていただきたいと思えます。

いずれにしても人材育成は…先ほど申し上げたとおり…資質の向上や業務の効率化、あと住民サービスの向上につながりますので、人に対する投資…これ遠慮しないでどんどんやっていただいた方がいかなというふうに個人的には思っておりますので、是非これからもお願いしたいと思えます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

4番 中田豪之助 議員。

○4番（中田豪之助君） 4ページなんですけれども、ラジコン式下刈り機械の実証という事業がありまして、事項別明細書を見ると、8ページ、車等借上料と書いてあるから、きっとレンタルして、実用になるか…ならないかをチェックする事業だと思うんですけれども、そういうことですかという質問が一つと、もし上手くいったら、今後、林業だけで

はなく、公区とか…もっと幅広く…草刈りの手が足りないようなところですね、そういうようなところに町が保有してレンタルするとか、公区で買えるほど安いものではありませんので、いろいろな団体とかに使えるような…チャンスを広げるような計画はないでしょうかということを説明をお願いします。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

亀田慎司 産業振興課長。

○産業振興課長（亀田慎司君） お答え申し上げます。ラジコン式の下刈り機につきましては、令和7年度の当初予算で町が1台保有をしております…先日購入いたしました。それを今、森林組合に貸し出しをしながらやっているところなんですけども、今回の賃借料につきましては、それとは別に、1か月間…別にリースをしまして、先進的なところは下刈り機を複数台操作しながらやっているという事例がありますので、ここの補正予算でリースをしながら2台体制で実証をしていくというものでございます。

あと、そういった下刈り以外の…例えば公園の草刈りですとかそういったところも視野に入れてまして、そういったところもこれから使っていただきながら検討していきたいと考えているところです。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

6番 斉藤好信 議員。

○6番（斉藤好信君） 商工労働費でお聞きしたいと思います。まず、この券売機の不具合が発生したのはいつなのかということと、それから、ここを下川町公の施設に係る指定管理者制度導入基本方針があるんですけども、ここに指定管理者と町の責任分担がありますけども、備品の維持管理ということで、修繕、更新、新規購入とありますけども、ここは更新に当てはまるのか、若しくは新規購入になると思うんですが、どちらにしても指定管理者が希望する場合は指定管理者がということになってますけども、ここの理解はどのような感じでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

亀田産業振興課長。

○産業振興課長（亀田慎司君） お答え申し上げます。今回の食堂用券売機の件につきましては、以前から公社の方から要望があった事項でございしますが、最近になりまして、札が読み込めず…戻ってくるというような事例が頻発しておりまして、今回、補正予算で計上させていただいているところでございます。あと、備品の購入の役割につきましては、新規購入と考えていまして、町が用意して、それを使っていただくというような考え方であります。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 6番 斉藤議員。

○6 番（斉藤好信君）　　ということは、町と指定管理者の責任分担にすると、指定管理者が希望する場合…とかありますけども、これ以外ということで理解して、町で購入することですね。

○議長（我孫子洋昌君）　　亀田産業振興課長。

○産業振興課長（亀田慎司君）　　お答え申し上げます。今回につきましては仰るようなところで、町でしっかりと購入をするというところでございます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君）　　6 番　　斉藤議員。

○6 番（斉藤好信君）　　今の町の状況を見ますと、不正会計の事が報道された中で、町民としては大きな関心を持っている状況でありますよね。そういう中で、今この時期に予算計上を出されるということは…私としては…やっぱり、町民の感情に配慮したお考えはあったのか、なかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君）　　市田副町長。

○副町長（市田尚之君）　　確かに今…議員が仰るとおり、五味温泉につきましては不明金とか…問題がございますが、それとは別に、やはり五味温泉を維持、運営していくためには、この機器は必要ですし、今言ったように不具合で町民の方々、または町外から来て五味温泉を利用されてる方に御不便をお掛けするわけにいきませんので、この時期の更新となりました。以上でございます。

○議長（我孫子洋昌君）　　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君）　　これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な　し）

○議長（我孫子洋昌君）　　ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な　し）

○議長（我孫子洋昌君）　　討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。
ここで、5 分休憩を取ります。

休 憩 午前 11 時 12 分

再 開 午前 11 時 17 分

○議長（我孫子洋昌君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
日程第 10 議案第 11 号「令和 7 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を
議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 11 号 令和 7 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第
1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度介護保険特別会計の第 1 回目の補正予算でありまして、介護保険事
業勘定では、歳入歳出それぞれ 1,922 万円を追加し、歳入歳出総額を 4 億 7,886 万円とす
るものであります。

補正の概要を申し上げますと、令和 6 年度決算見込みにより、歳出につきましては、諸
支出金で、過年度分償還金、一般会計繰入金を増額計上しております。

歳入につきましては、基金繰入金、前年度繰越金を増額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、令和 6 年度決算見込みにより、前年度繰越金を増額
し、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど
お願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行
います。
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 11 議案第 12 号「令和 7 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 12 号 令和 7 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 425 万 3,000 円を追加し、総額を 4 億 8,928 万 3,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、財源調整として基金積立金を増額計上しております。

歳入におきましては、令和 6 年度の決算見込みによる剰余金を繰越金として増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 12 議案第 13 号「令和 7 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 13 号 令和 7 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額には変更ありませんが、歳入予算の中で補正を行うものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳入におきまして、繰入金を減額計上するとともに、令和 6 年度の決算見込みによる剰余金を繰越金として増額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 13 議案第 14 号「令和 7 年度下川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 14 号 令和 7 年度下川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度下川町下水道事業会計の第 1 回目の補正予算でありまして、収益的収入において 69 万 3,000 円を追加し、総額を 2 億 4,278 万 4,000 円とするほか、収益的支出において 69 万 3,000 円を追加し、総額を 2 億 4,414 万 2,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収益的収入において、他会計補助金を増額するほか、収益的支出において、幸町マンホールポンプ所で発生した機器の故障に伴い、修繕料を増額するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 14 同意第 1 号「下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 同意第 1 号 下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の渡邊 浩^{わたなべ ひろし}氏が、本年 6 月 30 日をもって任期満了となることから、新たに黒川 健一^{くろかわ けんいち}氏を任命いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

黒川氏は、公平・公正な人格に加え、地域の実情にも精通されていることから、委員として適任であり、選任するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第 1 号については、討論を省略することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、同意第 1 号は討論を省略いたします。

これから、同意第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、同意第 1 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 15 報告第 5 号「令和 6 年度下川町繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 本件は、令和 6 年下川町議会定例会において、戸籍システム機器更新事業ほか 4 件について、繰越明許費の承認を頂いているところですが、繰越明許費繰越計算書に記載のとおり、令和 7 年度に予算を繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、御報告申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告第 5 号を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 16 報告第 6 号「令和 6 年度一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社事業報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 令和 6 年度一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社事業報告について、御報告申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、町が出資している一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社の事業について、その内容を御報告するものであります。

はじめに、五味温泉運営事業の経営状況について、その概要を申し上げます。

令和6年度は、前年度に比べ、宿泊利用者が37人増の5,358人、日帰り利用者は2,323人増の7万3,174人で、総体では2,360人増の7万8,532人となり、3.1%の増となりました。

経常収益は、前年度に比べ834万円増の1億5,639万円で、宿泊利用者及び日帰り利用者の増加により、経常収益は増加となりました。

また、経常費用は、前年度に比べ60万円減の1億6,049万円で、食材費の見直しなどにより原価率が改善した一方で、人件費や光熱水費などが増加しております。

次に、結いの森運営事業の経営状況について、その概要を申し上げます。

令和6年度は、前年度に比べ、宿泊利用者が216人減の3,739人、稼働率が2.6%減の44.2%となっております。

経常収益は、前年度に比べ33万円増の3,820万円で、宿泊料金を変動させることにより、宿泊収入は増加しております。

また、経常費用は、前年度に比べ163万円増の3,854万円で、人件費などが増加しております。

なお、五味温泉の決算について不明金が発見されたことから、御報告させていただきます。

公社における令和6年度決算監査において、5月16日付けで会計事務所より「会計処理の適正性について重大な懸念」が指摘され、2,402万1,455円の不明金が生じたことが判明し、内部による調査の結果、「公社職員による関与の疑い」が認められました。

そのため、公社内において調査委員会を設置するとともに、警察へ被害届の提出、弁護士を含めた外部の専門家などの協力も得ながら、現在、事実確認と原因究明を行っているところであり、6月5日には五味温泉のホームページにて「不祥事発生のお詫び」を公表したところであります。

本件につきましては、誠に遺憾であり、町といたしましては、五味温泉の指定管理者であります公社を監督する立場であることから、公社に対し、全容解明と原因究明を求めるとともに、組織体制と内部統制の見直し、再発防止策をまとめることなどを指導したところであり、町民に御不便が生じないよう運営を継続することを要請したところであります。

五味温泉は、地域住民の休養、健康増進及び福祉の向上並びに都市と山村の交流を図るための施設として、長きにわたり町民や近隣住民など多くの人々に親しまれ、町内外からも評価の高い温泉であり、町民の憩いの場としての役割や、町内における飲食の場としての役割などといった、本町にとって必要不可欠な施設であることから、今後、このようなことが二度と起こらないように、公社に対し厳しく監督するとともに、早期の問題解決を求めてまいります。

今後も五味温泉及び結いの森の一層の経営努力をお願いするとともに、五味温泉の不明金につきましては、詳細が判明いたしましたら、適時御報告させていただきます。

議員各位、町民の皆さまの御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告第6号を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 17 報告第 7 号「令和 6 年度一般財団法人しもかわ地域振興機構事業報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 令和 6 年度一般財団法人しもかわ地域振興機構事業報告について、御報告申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、町が出資している一般財団法人しもかわ地域振興機構の事業実績について、その内容を御報告するものであります。

はじめに、しもかわ財団の事業実施状況について、その概要を申し上げます。

総合移住促進事業では、下川町内の各産業への担い手不足解消を視野に入れ、下川町と相性の良い移住者の誘致を行うためのワンストップ窓口として、総合移住情報サイト「タノシモ」での情報発信、移住 P R イベントや移住体験ツアーの開催などを実施し、合計 1,513 名の移住検討者と新たな接点が生まれております。

起業塾事業では、地域おこし協力隊制度を活用し、新規事業創造に関心をもつ都市部の人材を積極的に受け入れ、地域資源をいかした新産業の創造に向けて、伴走型の支援を実施する事業で、令和 6 年度はクラフトビール事業を進める地域おこし協力隊 1 名の伴走支援を実施しております。また、令和 7 年 4 月から、新たに地域課題解決型地域おこし協力隊 1 名の伴走支援を開始しております。

地域人財バンク事業では、各産業における人財の確保を図るため、地元企業の求人者と求職者のマッチングを行うポータルサイト「人財バンク」の取り組みを行っております。

また、厚生労働省から無料職業紹介事業の許可を受け、あっせんなどの職業紹介を実施しており、18 名の就業実績となっています。

空き家対策事業では、再生可能な空き家の流動化を図ることで慢性的な住宅不足を解消するとともに、安全安心で景観の美しい持続可能なまちづくりを目指すことを目的に、空き家バンクの運営・管理や空き家の調査などを実施しており、空き家所有者と利用希望者の登録・マッチング、補助申請・契約・登記時の事務的サポートなどの支援を行い、令和 6 年度の成約実績としては、売買 9 件、賃貸 4 件となっております。

産業活性化支援事業では、町の喫緊の課題である事業承継支援に取り組み、町内事業者 120 団体に対して事業承継アンケート調査を実施し、その中で時間的に猶予がなく事業承継を希望する事業者 10 社を中心にヒアリングを実施したほか、関係団体・関係者を含めたヒアリングを延べ 42 回実施しております。ヒアリング内容をベースに、各事業者へそれぞれ合わせた形で支援を実施し、外部支援団体や専門相談先等につなげるなど支援を行っております。

組織体制強化事業では、令和 6 年 7 月に町からの派遣職員を 1 名増員したことから、新規事業として産業活性化支援事業に着手しております。また、更なる組織体制強化として、定住促進機能の強化を図るため、令和 7 年 4 月から定住担当を 1 名採用し、定住ニーズ調査、町民同士が知り合う機会づくりなど、定住促進機能の強化を図ってまいります。

収支決算につきましては、事業活動収入が総額 3,227 万 6,000 円、事業執行等に伴う事業活動支出総額は 3,142 万 1,000 円となっております。その結果、当期収支差額 85 万 5,000 円となり、法人設立出資金 300 万円を含めた正味財産期末残高は 598 万 7,000 円となっております。なお、事業等の詳細につきましては、別添参考資料を御高覧願います。

最後に、令和 7 年度の事業につきましては、これまで取り組んできた総合移住促進事業を基軸としながら、下川町に住む全ての人々を対象に、定住の促進を図り、「住みたい、住み続けたいまち」に向けた総合的な事業を進めていただくよう関係者の努力をお願いしてまいりたいと存じます。

議員各位、町民の皆さまの御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げ、報告いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告第 7 号を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 18 請願第 1 号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた請願」を議題といたします。

請願第 1 号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 2 番 奥崎裕子 議員。

○2 番（奥崎裕子君） ただいま議題となっております請願第 1 号について、紹介議員として私から請願趣旨の説明をさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。2006 年に負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に変更されましたが、教育の機会均等を確保するためにも 2 分の 1 へと復元することが重要です。

子供たちへのきめ細やかな教育を実現するためには、少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校では 35 人以下学級が実現することとなり、2026 年度からは中学校も引き下げられる方針が示されていますが、高校については依然として「検討」にとどまっています。

今年度の文部科学省予算では、小学校の教科担任制及び 35 人学級実現等の教職員定数改善が 5,827 人であるのに対し、自然減などにより 8,803 人の減少となっており、早急に実質的な教職員増としていく必要があります。

2024 年 12 月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護は、全国で 7 人に 1 人、北海道においては全国で 8 番目に高い 5.7 人に 1 人となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

また、高等学校就学支援金の所得制限は撤廃されることになったものの「奨学金制度」を利用せざるを得ない子供たちや経済的な理由で進学・就学を断念する子供が増加してお

り、解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度を拡大させていく必要があります。

さらに、小・中学校の不登校が 11 年連続で増加し、過去最高を記録しています。その一因として、学習指導要領が改訂のたびに内容が難しくなるとともに、教科書のページ数が増え、子供たちの負担になっていることが指摘されています。学習指導要領の内容や標準授業時数の精選を図り、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善を図る必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 2 分の 1 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30 人以下学級」の実現など、六つの項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう強く要望するものであります。

以上のことから、趣旨を御理解の上、請願を御採択いただき、下川町議会として意見書を提出されますよう、議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

請願第 1 号については、会議条例第 95 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 1 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、請願第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、請願第1号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第19 請願第2号「地方財政の充実・強化を求める請願」を議題といたします。

請願第2号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1番 桜木 誠 議員。

○1番（桜木 誠君） ただいま議題となっております、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願について、紹介議員としまして趣旨説明をさせていただきます。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴います社会保障制度の整備や、脱炭素化、物価高騰対策など、多岐にわたる新たな役割が求められております。加えて、多発化する大規模災害への対応や、インフルエンザ・ノロウイルスなどの新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感日々深刻化しております。

政府は毎年6月頃に策定する翌年度の予算編成や経済財政運営の方向性を示す経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきたところでありますが、増大する行政需要や不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも対応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ることなど、12の項目にわたり、政府に対して求めるものであります。

以上のことから、提案の趣旨を御理解の上、本請願を御採択いただき、下川町議会として地方自治法第99条に基づく意見書を提出されますよう、議員各位の賛同をお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

請願第2号については、会議条例第95条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 2 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、請願第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、請願第 2 号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 20 請願第 3 号「2025 年度北海道最低賃金改正等に関する請願」を議題といたします。

請願第 3 号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1 番 桜木 誠 議員。

○1 番（桜木 誠君） ただいま議題となっております、請願第 3 号 2025 年度北海道最低賃金改正等に関する請願について、紹介議員としまして趣旨説明をさせていただきます。

北海道最低賃金の引き上げは、日本国憲法第 25 条に定められている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としており、人間らしく暮らすための下限額として最も重要なものであります。

労働基準法では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定められておりますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件の決定にはほとんど関与することができない状況にあります。

御承知のとおり、政府は 2020 年代に全国平均 1,500 円を目指すこととしており、中小・零細事業者への支援を同時に進め、大幅引き上げに向けた環境整備が必要であります。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねないものであります。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2025 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げることなど、三つの項目にわたり、必要な措置を講ずるよう、強く要望するものであります。

以上のことから、提案の趣旨を御理解の上、本請願を御採択いただき、下川町議会として地方自治法第 99 条に基づく意見書を提出されますよう、議員各位の賛同をお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

請願第 3 号については、会議条例第 95 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 3 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、請願第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、請願第3号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会とします。

なお、6月定例会議の再開は、明日6月18日 午前10時ですので、御出席をお願いいたします。お疲れさまでした。

午前11時55分 散会